

令和8年度京都府建設工事競争入札参加資格審査申請(中間受付)の追加受付について

令和8年1月
京都府建設交通部

京都府（警察本部、教育庁、関係公社等を含む。）が発注する建設工事の競争入札参加資格審査申請の中間受付については、令和7年11月に実施しましたが、この度、下記のとおり追加受付を行いますので、該当する方は申請してください。

なお、今回は郵送申請のみの受付とします（窓口・電子申請の受付は行いません）。

記

1 受付期間及び宛先

申請書類の宛先受付期間

建設工事の請負 土木工事並びに 建築及び設備 その他工事	申請方法 郵送申請のみ	宛先		受付有効期間
		府内業者	京都府各土木事務所	
		府外業者	京都府建設交通部 指導検査課	2月25日（水）消印分 2月27日（金）消印分

2 申請が必要な方

- 令和7年度の京都府建設工事競争入札参加資格（以下「資格」という。）は有るが、**審査基準日が令和6年4月1日から令和7年10月31日までにある経営事項審査の結果通知を令和7年10月31日までに受けていない方**（今回、申請が無い場合は**令和8年度の資格は無くなります。**）
- 令和7年度の資格は有るが、新たな業種を追加したい方又はISO・障害者雇用等に係る変更が有る方（「建設機械等保有状況申告書」及び「建設機械の運転に係る免許取得者・技能講習修了者名簿」についての変更の受付はありません。）
- 令和7年度の資格が無く、新規に令和8年度の資格を希望される方
（令和7年度の資格が有り上記(1)、(2)に該当しない方及び令和7年11月の中間受付で申請された方は、今回申請の必要はありません。）

3 申請の主な要件

- 経営事項審査の審査基準日が令和6年4月1日から令和7年10月31日までであり、その審査結果通知日が令和8年1月31日までにあること。
- 希望する業種の建設業の許可を受けており、経営事項審査において完成工事高が有ること。
- 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- 特別な理由がある場合を除き、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること（適用除外の場合を除く。）。